

# 日本宇宙少年団 規約集

財団法人日本宇宙少年団

平成19年5月

平成20年5月

平成21年2月

平成22年1月



# 目 次

日本宇宙少年団活動規約（16本部規程第1号）	1
年会費等取扱細則（19本部達第1号）	11
表彰規定（19本部達第2号）	13
分団長会議実施要領（16本部達第1号）	18
財団法人日本宇宙少年団寄付行為	21



平成21年2月28日  
21本部規程第1号

平成22年1月23日改定  
22本部規定第1号

## 日本宇宙少年団活動規約前文

### 前 文

1986年に財団法人日本宇宙少年団の設立を受けて、日本宇宙少年団本部及び分団が結成され現在に至っている。YAC 憲章のもと、活動における基本単位である団員、リーダー、副分団長及び分団長から成る各分団は、活動上の目的を達成するために、自主独立の運営により分団活動を推進してきた。これらの活動を円滑にするため、「日本宇宙少年団活動規約」を制定するものとする。

## 日本宇宙少年団活動規約

財団法人日本宇宙少年団（以下、「財団」という。）寄附行為に定める日本宇宙少年団本部（以下、「本部」という。）、分団及び団員等の活動を円滑に推進するため、次のとおり活動規約を定める。

### 第1章 総 則

（目 的）

第1条 日本宇宙少年団（Young Astronauts Club-Japan、以下、「YAC」という。）は、YAC 憲章のもと、青少年に対する宇宙及び科学に関する知識の普及と啓発を行い、宇宙及び科学に関わる青少年相互の連携を深めるとともに、国際交流を促進し、もって青少年の健全育成に寄与することを目的とする。

（構 成）

第2条 YAC は、本部に登録された団員、指導員及び本部に所属する役職員をもって構成する。尚、指導員は、地方本部長、副地方本部長、支部長、副支部長、分団長、副

分団長及びリーダーとする。

(活動組織)

第3条 YACの活動組織は、本部及び地区組織とする。

2. 地区組織は、分団、支部及び地方本部とする。

(分団長会議及び地区連絡協議会)

第4条 第1条の目的を達成するため、YAC活動における全体会議の場として分団長会議を設け、分団活動等を活性化するための方策を検討し、活動組織相互の情報交換等を行う。また、別に定める地区内の活動組織相互の情報交換や研修等を目的として、地区連絡協議会を設けるものとする。

(会計年度)

第5条 YACの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第2章 団 員

(団員の登録及び有効期限)

第6条 YACへの入団希望者は、原則として、YACウェブサイト内に設けられた入団登録申請ページに必要事項を記入し、加入登録料及び年会費の納付と併せて、本部に申込みを行う。

2. 本部は、申込書の内容及び加入登録料及び年会費の入金を確認し、適正と判断したときは、団員として団員名簿に登録を行い、申込者に対して、団員登録を行った旨の通知及び、団員証等の送付を行う。

3. 団員の資格有効期限は、団員登録の日から団員証の記載の期限日までとする。

4. 入団希望者が、入団登録申請を行い、加入登録料及び年会費の入金が確認されるまでの間は、仮団員として活動に参加できるものとする。ただし、入団登録申請日翌月より2ヶ月経っても、本部が、加入登録料及び年会費の入金が確認できない場合は、入団の意志がないものとみなす。

5. 団員登録は、年齢制限を設けない。

(活動参加及び分団への所属)

第7条 団員は、本部が行う活動に参加することができる。

2. 団員は、YACウェブサイトの入団登録申請ページにて、特定の分団または本部へ所属を希望し、分団長または本部長の了解が得られた時点において、その活動に参

加することができる。ただし、分団は、分団の判断において、所属年齢その他の条件を設けることができるものとする。なお、特定の分団に所属しない団員は、すべて本部団員として登録する。

3. 所属の違う分団の活動であっても、当該分団長の許可をもって分団の行う活動に参加することができる。

(加入登録料及び年会費)

第8条 団員の加入登録料及び年会費は、別途「年会費等取扱細則」に定める。

2. 加入登録料及び年会費の納入は、本部の指定口座に、口座振替もしくは振込により行う。

(退団・除名)

第9条 団員が次の各号の一に該当したときは、退団したものとする。

(1) 自ら退団の申し出を行ったとき。

(2) 資格有効期限が過ぎても年会費の納入がないとき。

2. 本部長は、団員が YAC に多大な損害を与え、又は、YAC の名誉を著しく損ねる行為により、団員として相応しくないと判断したときは、当該団員を登録から削除するとともに、当該団員に除名した旨通知する。

3. 前各項に該当する者の既納入金は、返還しない。

### 第3章 本 部

(事務所)

第10条 本部は、事務所を神奈川県相模原市に置く。

(本部役員)

第11条 本部に、本部長、副本部長、団長、副団長及び相談役の役員を置く。また、名誉団長を置くことができる。

(本部役員の任務)

第12条 本部役員の任務は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 本部長、副本部長は、第1条に定める目的を達成するための活動を行う。

(2) 本部長は、分団長会議を招集する。

(3) 団長、副団長は、YACが行う催事及び分団の活動等に参加し、宇宙及び科学に関する知識の普及と啓発を行う。

(4) 相談役は、本部長の求めに応じて、YACの活動に関する相談業務を行う。

(本部の役割)

第13条 本部の役割は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) YAC全体の運営及び共通事項に関する調整等を行う。
- (2) 団員及び分団の活動が円滑に推進されるよう、地区組織の支援を行う。
- (3) 財団理事会の審議を経た事業計画及び予算に基づき活動を行う。
- (4) 分団長会議等で提案された事項について、その推進に向け努力する。
- (5) 団員及び地区組織の活動に共通するプログラム、教材及び指導者育成に関する調整等を行う。
- (6) 団員、指導員及び地区組織等の登録に関する業務を行う。
- (7) 団員の加入登録料及び年会費の受領に関する業務を行う。
- (8) その他YAC本部の目的を達成するために必要な業務を行う。

(本部運営委員会の設置)

第14条 本部は、YACの円滑な運営及び共通事項に関し、検討、調整及び実施するために、本部運営委員会を設置することができる。

2. 本部運営委員会の委員は、本部長が、YAC指導員等の中から、指名するものとする。委員の任期は、原則として2年とし、再任を妨げない。
3. 本部運営委員会の細則については、本部長が定めるものとする。
4. 本部運営委員会の事務局は、財団事務局とする。

## 第4章 地区組織

(地区組織の設立)

第15条 地区組織の設立は、別に定める書式(様式3-1~3-3)により本部に申請し、本部長の承認を受けなければならない。

2. 地区組織は、事務局を設置し、本部に所在地の届出を行う。

(分団)

第16条 分団は、次のとおりとする。

- (1) 地域においてYAC活動を実施する最小単位の組織とする。
- (2) 原則として、指導員を除く団員が5人以上とする。
- (3) 原則として月1回程度の活動を行い、その状況をYACウェブサイトにて設けられた活動予定・報告ページにて告知及び報告する。

(4) 年1回の総会を開催し、活動報告及び決算等を行い、その結果を本部に報告する。

2. 分団には分団長及びリーダーを置くとともに、原則として副分団長を置き、分団長は分団を代表する。
3. 分団の事務局は、分団の会計及び団員や本部等との連絡調整等を行う。
4. 分団は、分団活動を支援するために、保護者会・育成会等を設けることができる。

(支 部)

第17条 支部は、次のとおりとする。

- (1) 近隣の3分団以上の合意をもって組織することができる。
  - (2) 所属する分団間の調整及び活動支援を行い、地方本部があるときは連絡窓口となり、地域内の活動を円滑に推進する。
  - (3) 年1回の総会を開催し、事業報告及び決算等を行い、その結果を本部に報告する。
2. 支部に支部長を置き、支部を代表する。
  3. 支部に副支部長を置くことができる。
  4. 支部の事務局は、支部の会計及び分団や本部等との連絡調整等を行う。

(地方本部)

第18条 地方本部は、次のとおりとする。

- (1) 近隣の2支部以上の合意をもって組織することができる。
  - (2) 所属する支部間の調整及び活動支援を行い、本部との連絡窓口となり、地域内の活動の円滑化を図る。
  - (3) 地方本部は、年1回の総会を開催し、事業報告及び決算等を行い、その結果を本部に報告する。
2. 地方本部に、地方本部長を置き、地方本部を代表する。
  3. 地方本部に、副地方本部長を置くことができる。
  4. 地方本部の事務局は、地方本部の会計及び支部や本部等との連絡調整等を行う。

(地区組織の登録抹消)

第19条 地区組織の登録抹消は、別に定める書類(様式5-1~5-3)を本部に提出し、本部長の承認を受けなければならない。

2. 本部は、地区組織が次の各号の一に該当するときは、登録を抹消することができる。
  - (1) 所属する地区組織の長の申し出があるとき。
  - (2) 組織の活動が1年以上停止されているとき。
  - (3) その他、本部長が抹消すべきと判断したとき。

(情報連絡担当リーダー)

第20条 各地区組織には、情報連絡担当リーダーを1名おくものとする。情報連絡担当リーダーは、YACウェブサービス上の本部との連絡窓口となり、団員、指導員の登録に関し、分団長との事前協議を得て、代わりに承認、決裁を行うことができる。

なお、情報連絡担当リーダーは、分団長が兼務できるものとする。

(情報管理について)

第21条 所属する分団等における名簿等個人情報については、個人情報を保護する観点から、活動上必要な場合のみ利用し、他の目的のために使用しないなど、情報管理を徹底すること。

## 第5章 指 導 員

(指導員の種類)

第22条 YAC活動における指導員は、次のとおりとする。

- (1) リーダー
- (2) 分団長、副分団長
- (3) 支部長、副支部長
- (4) 地方本部長、副地方本部長

(指導員の登録)

第23条 指導員は、YACウェブサイト内に設けられている登録申請ページにより、所属を希望する地区組織の推薦を受けた後、本部が資格審査を実施のうえ登録される。

2. 指導員の登録料及び会費は無料とする。

(指導員の所属)

第24条 指導員は分団、支部、地方本部または本部に所属するものとする。

2. 指導員は2つ以上の地区組織に重複して所属することはできないものとする。

(指導員の要件等)

第25条 リーダーの要件は、次のとおりとし、2年毎に更新手続きを行う。

- (1) 品性、人格、経験等において、団員を指導することができること。
- (2) YAC活動に関して理解を有するとともに、指導員としての資質の向上に努めることができること。

- (3) 年齢は、18歳以上とする。但し、高校生は除く。
- (4) 所属を希望する地区組織の長の推薦を有すること。
- (5) 本部の定める「宇宙教育指導者セミナー」を受講すること。
- (6) リーダーの資格を継続する場合は、YAC ウェブサイトから所定の手続きを行い、所属長及び本部長の承認を受けること。

2. 分団長及び副分団長の資格は、次のとおりとし、任期は定めない。

- (1) 品性、人格、経験等において、団員を指導することができること。
- (2) 分団の指導員を主導する能力及びYAC活動の全般にわたる知識を有し、分団活動を円滑に実施できる技量を有すること。
- (3) 年齢は、25歳以上とする。但し、特別の事情により、本部が必要と認めたときは20歳以上とすることができる。
- (4) 分団長は、地域有識者の推薦を、副分団長は、分団長の推薦を有すること。
- (5) 本部の定める「宇宙教育指導者セミナー」を受講すること。

3. 支部長、副支部長の資格は、次のとおりとし、任期は2年とする。但し、再任を可とする。

- (1) 前項第1号から第3号の規定を準用する。
- (2) 支部長は、その支部を構成する分団長全員の推薦を、副支部長は、支部長の推薦を有すること。
- (3) 本部の定める「宇宙教育指導者セミナー」を受講すること。

4. 地方本部長、副地方本部長の資格は、次のとおりとし、任期は2年とする。但し、再任を可とする。

- (1) 第2項第1号から第3号の規定を準用する。
- (2) 地方本部長は、その地方本部を構成する支部長全員の推薦を、副地方本部長は所属する地方本部長の推薦を有すること。
- (3) 本部の定める「宇宙教育指導者セミナー」を受講すること。

(宇宙教育指導者セミナーの受講)

第26条 指導員は登録前もしくは登録後1年以内に、本部の定める「宇宙教育指導者セミナー」を受講しなければならない。なお、現在すでに登録されている指導員については、平成25年度までの受講を定める。

(指導員の責務)

第27条 リーダーは、分団長及び副分団長等と協力して、第1条の目的に則した活動を

継続的に実施しなければならない。

2. 地区組織の長は、所属する地区組織を運営し、リーダー及び団員の指導・育成に努めなければならない。
3. 地区組織の副長は、それぞれの組織の長（以下「長」という。）を補佐するとともに、長より特に与えられた任務を分担する。また、長に事故あるとき、又は、長が欠けたときは、これを代理する。
4. 地区組織の長は、リーダーの推薦に当たり、団員への影響や保護者に対する責任等に鑑み、指導員として相応しい人を推薦するよう、十分に注意を払わなければならない。

（サブリーダー）

第28条 分団長は、必要により団員の中からリーダーの補佐として、サブリーダーを指名することができる。

（指導員の登録抹消）

第29条 本部長は、指導員が、次の各号の一に該当するときは、指導員の登録を抹消することができる。

- （1）所属する地区組織の長及び指導員本人が活動の継続が困難として、YAC ウェブサイトにて設けられた登録抹消手続きページに従い、登録抹消を申請し、本部長がこれを認めたとき。
- （2）YAC の組織、名称、職権の利用や、指導員として相応しくない行為により、YAC や団員の名誉を傷つけ又は、迷惑を及ぼしたとき。
- （3）任期が過ぎても、指導員を継続する旨の意思表示・申請が行われないうとき。
- （4）その他、本部長が抹消すべきと判断したとき。

## 第6章 分団長会議 及び 地区連絡協議会

（分団長会議）

第30条 分団長会議は、次のとおりとする。

- （1）YAC 活動の方策を検討し、地区組織単独では解決できない問題点等を協議し、情報の交換等を行う。
- （2）地方本部長、支部長及び分団長で構成する。但し、各長が出席できないときは、所属する指導員に代理させることが出来る。
- （3）会議の開催に先立ち、構成員の互選により議長及び副議長を選出する。
- （4）原則として、年1回開催する。

- (5) 事務の執行は、本部の事務局が当たる。
2. 財団及び本部の役職員は、分団長会議に出席し、必要に応じて発言し、意見を述べることができる。
3. 分団長会議の実施に係る事項については、別途「分団長会議実施要領」に定める。

(地区連絡協議会)

第31条 地区連絡協議会は、次のとおりとする。

- (1) 地区内組織の連携強化と、活動の向上を図ることを目的として、情報交換や研修等を行う。
- (2) 地区の区分は、別途「地区ブロック区分」に定める。
- (3) 地区連絡協議会の設立は1ブロック内1組織とし、すべての地方本部、支部、分団は地区連絡協議会に所属するものとする。
- (4) 各地区連絡協議会には、会長及び事務局を置く。会長は地区連絡協議会を代表し、事務局は会務を処理する。なお、会長及び事務局の任期は1年とし、再任を可とする。

## 第7章 表 彰

(表彰制度)

第32条 第1条の目的達成のため、YAC及びYACの活動に貢献した個人、団体、法人を顕彰することにより、地域社会の活動への理解と啓発を図るとともに、指導員の意欲向上やYAC活動の充実を図るため、表彰制度を設ける。

(表彰の方法等)

第33条 表彰の対象、時期、方法等については、別途「表彰規定」に定める。

## 第8章 補 則

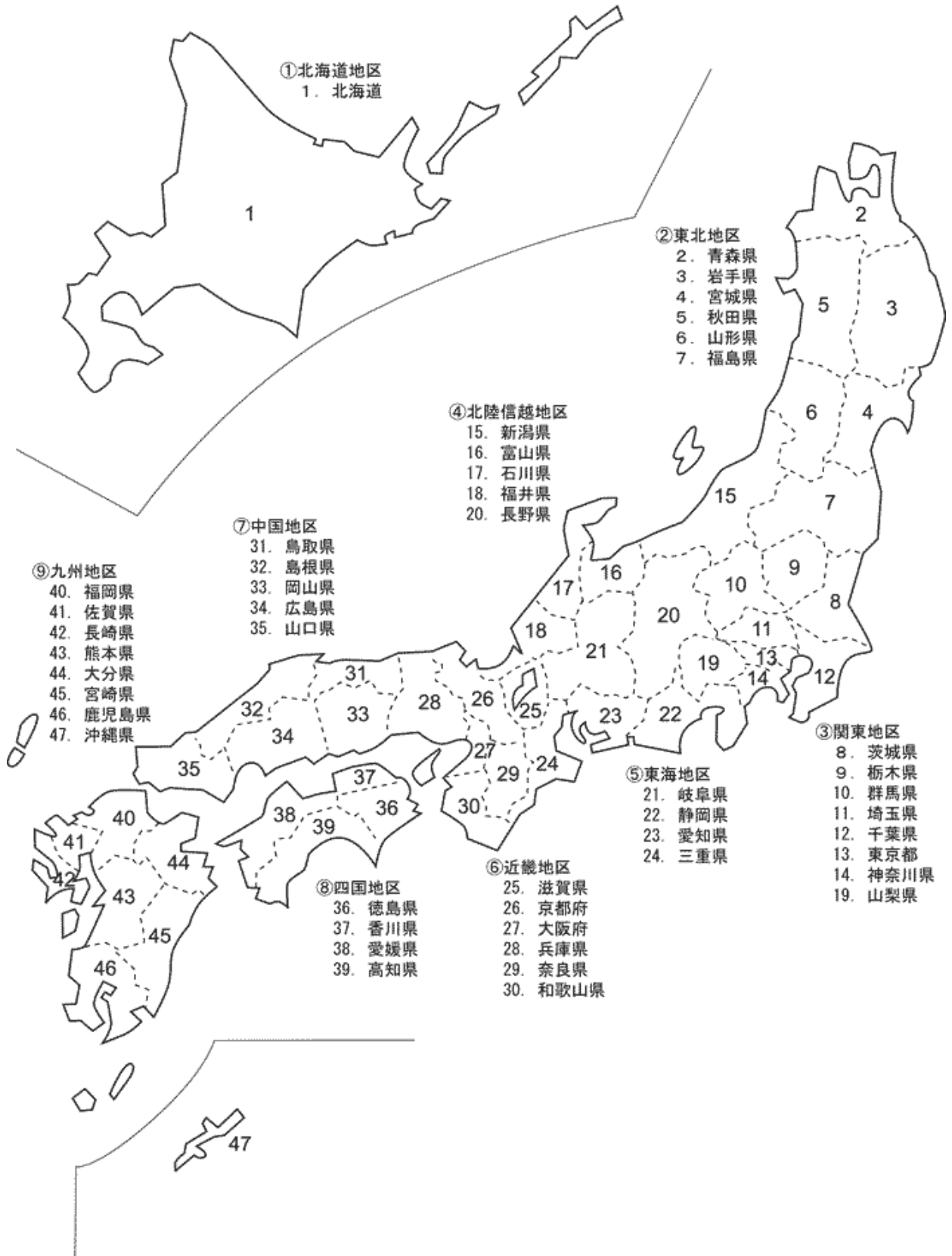
(規約の改定)

第34条 この規約の改定は、分団長会議に諮るものとする。

附則 この規約は、平成21年3月1日から施行する。

附則 この規約改訂は、平成22年1月23日から施行する。

## 地区ブロック区分



平成16年5月15日

16本部達第2号

平成19年4月1日改定

19本部達第2号

平成21年2月28日改定

21本部達第1号

## 年会費等取扱細則

### (目的)

第1条 この細則は日本宇宙少年団の団員の加入に関して、加入登録料及び年会費等に関し、必要な事項を定める。

### (団員の種別)

第2条 日本宇宙少年団の団員の種別は、団員及び賛助員とする。

2. 賛助員については、第5条に定める。

### (加入登録料)

第3条 団員の加入登録料は2,000円とし、団員の再登録の場合は、加入登録料を免除することができる。

### (年会費)

第4条 年会費は、年間2,400円とし、家族割引を設定する。

2. 家族内に団員が複数所属している場合は、家族割引を適用することができる。本部が年会費を請求時点での家族内団員総数2名の場合一人当たり年会費2,100円、団員総計3名以上の場合一人当たり2,000円とし、以降、家族内団員数に応じて割り引くものとする。なお、家族とは、同一生計または同一住所である家族（例えば、団員の兄弟・姉妹、父母、祖父母など）とする。

3. 加入登録料及び年会費の納入の支払い方法は、原則、口座振替とする。分団における一括支払いなど特別な事情があり、これに抛り難い場合にのみ、本部の指定口座への振込により行うことができるものとする。

4. 団員は、有効期限月15日までに、次年継続するか否かを分団または本部に通知しなければならない。支払い方法として口座振替を選択している団員に対して、本部は、有効期限月15日時点の登録情報をもって、次年会費を収納企業に請求し、有効期限月27日（金融機関非営業日の場合は翌営業日）に振り替えることとする。

（2）家族割引による会費は、年間1,800円とする。

（賛助員）

第5条 個人で資金的に日本宇宙少年団を応援する人を賛助員とする。

2. 賛助員は、1口10,000円とする。
3. 賛助員の資格有効期限は1回の納入につき1年とする。
4. 賛助員の加入登録料は免除するものとする。
5. 賛助員は指導員を兼務することができるものとする。

附則

この細則は、平成16年5月15日から施行する。

附則

この改定細則は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この改定細則は、平成21年3月1日から施行する。

平成16年5月15日

16本部達第3号

## 表彰規定

(目的)

第1条 本規定は、YAC 活動の貢献した個人、地区組織、団体にその活躍をたたえて表彰し、YAC 活動の発展に資することを目的とする。

(基準)

第2条 表彰の基準は本部長が定める表彰大綱による。

(審査会議)

第3条 本部長は、表彰審査会議（以下、「審査会議」という）を設定する。

2. 審査会議の構成者は次のとおりとする。

- (1) 本部長
- (2) 副本部長
- (3) 本部長の指名する者若干名

(申請の手続き)

第4条 申請の手続きは、審査会議の定めた様式による。

(審査及び決定)

第5条 表彰は、審査会議が審査し、決定する。

(賞状等の授与)

第6条 表彰は、本部長の定めた場において本部長が次の一又は二を併せて表彰する。

- (1) 賞状
- (2) 記念品

附則

この細則は、平成16年5月15日から施行する。

平成19年4月1日

19本部達第2号

平成21年2月28日改定

21本部達第2号

平成22年1月23日改定

22本部達第1号

## 日本宇宙少年団表彰大綱

### (趣旨)

第1条 日本宇宙少年団活動に貢献した分団・支部・地方本部・地区連絡協議会（以下地区組織とする）、指導員及び団員の活躍をたたえるために、日本宇宙少年団表彰規定に基づき本大綱を定めて表彰を行い日本宇宙少年団活動の発展に資する。

表彰の決定に際しては公平な視点に立ち、特定の地区組織にかたよることなく、できる限り多くの地区組織を称え、地区組織活動ならびに日本宇宙少年団活動全体の活性化に結びつけるものとする。

### (表彰の対象)

第2条 日本宇宙少年団に所属する地区組織、指導員及び団員

### (表彰の実施時期)

第3条 日本宇宙少年団分団長会議において前年度中に本部及び地区組織が行った活動を対象に表彰を行う。

### (表彰の決定方法)

第4条 表彰団体は年度単位で決定する。該年度中に行った分団の活動について、主に本部に提出された活動報告書をよりどころとし、日本宇宙少年団表彰規定に基づいて設置した審査会議において審議し表彰団体及び個人を決定する。

### (基本となる表彰の基準)

第5条 次の各号に該当し、他地区組織の範とするに足るものと認められた場合に表彰する。

(1) 他の分団等の模範となるような地区組織活動が行われ、健全に活動が運営されてい

ることが認められる場合。

- (2) 年間を通じて分団活動に参加する団員数ならびに指導員数が多く、活動が活発であると認められる場合。
- (3) 前年度に比べて団員数が大きく増加した場合もしくは地区組織の拡大に貢献する活動をおこなった場合。  
なお、団員数比較の基準となる分団員数については毎年3月末日の有効団員数をあてるものとする。
- (4) 他の地区組織の参考となるような新しい活動プログラムや教材を開発した場合。
- (5) 他の地区組織の模範となるような情報発信もしくは広報活動を行ったと認められる場合。
- (6) 他の地区組織ならびに他団体や地域社会との交流において秀でた活動を行ったと認められる場合。
- (7) 他の指導員の模範となるような活動を行い、本部長もしくは所属する地区組織の長の推薦を受けた指導員。
- (8) 他の団員の模範となるような活動を行い、本部もしくは所属する地区組織の長の推薦を受けた団員。
- (9) その他、審査会議において特に秀でた活動と認められた場合。

第6条 表彰の基準は、細則による。

附則 この表彰大綱は、平成19年4月1日から施行する。

附則 この表彰大綱改定は、平成21年4月1日から施行する。

附則 この表彰大綱改定は、平成22年4月1日から施行する。

## 日本宇宙少年団表彰細則

### 1. 表彰の基準

#### (1) 優秀活動賞・・・表彰大綱第5条(1)(2)

①年間12回以上の活動報告が提出されている。但し、YACと直接関係のない活動は除く。

②年間の延べ活動参加者数が300名以上である。

③年度当初に活動計画が提出されている。

上記①～③をすべて満たしている分団

#### (2) 団員獲得賞・・・表彰大綱第5条(3)

①前年度からの団員数が10名以上増加している。

#### (3) 組織拡大賞・・・表彰大綱第5条(3)

①新規分団結成に対し貢献した。

#### (4) 教材開発賞・・・表彰大綱第5条(4)

①活動教材集製作に対し、独自の開発教材を提供した。

#### (5) PR貢献賞・・・表彰大綱第5条(5)

①YAC本部ホームページ内の分団ページに、当該年度の活動が12回以上報告されている。

②独自のホームページを持っており、以下のメンテナンスがされている。

・当該年度の活動が紹介されている。

・掲示板が荒らされていない。

・本部ホームページとのリンクがなされている。

③新聞等のメディアに年5回以上記事が掲載されており、記事が本部にも送付されている。

上記①～③をすべて満たしている分団

#### (6) 合同活動賞・・・表彰大綱第5条(6)

①他の地区組織または他の青少年団体との合同の活動を1回以上行っている。

#### (7) 特別賞

①結成20周年で現在も活動を継続している。

### 2. 表彰審査会議構成者

【本部】 本部長、副本部長、

【本部運営委員会】 委員長・おとな部会長・こども部会長

【財団】 専務理事、事務局長

### 3. 平成 21 年度以降の表彰基準について

#### (1) 団員及び指導員の表彰について

次のとおり表彰する。

①団員：所属する分団の年間の活動回数が 10 回以上であり、そのすべてに出席している。

②指導員：SEL を対象に、永年勤続表彰を行う。平成 21 年度分については、10 年以上及び 20 年以上を表彰する。平成 22 年度以降については、5 年、10 年、20 年、30 年以上の指導員を表彰する。なお、対象者については、本部より候補者リストを提示し、分団長の推薦をいただくものとする。

#### (2) 表彰の時期について

分団長会議ではなく、当該年度終了後、速やかに表彰分団を決定し、表彰する。

#### (3) 活動報告について

活動報告については、WEB での活動報告推進のため、WEB ベースでの活動報告のみを表彰の対象とする。

平成16年5月15日

16本部達第1号

平成21年2月28日改定

21本部達第3号

## 分団長会議実施要領

### 1. 目的

分団長会議は、日本宇宙少年団の理念を達成するために、地方本部、支部、分団（以下「分団等」という）の活動を活性化するための方策を検討し、分団等で個別に解決できない問題点等を共通の認識の上に立って相互に助け合う活動に結びつけるとともに情報の交換等を図ることを目的とする。

### 2. 分団長会議の位置付け

- (1) 分団長会議は分団等を統合した形で会議を開催するもので、地方本部長、支部長、分団長が平等の立場で参加する。
- (2) 分団長会議は分団等の個別の主体性を損なうものではない。

### 3. 構成

- (1) 分団長会議は地方本部長、支部長、分団長で構成する。
- (2) 分団長会議は議長1名、副議長を1名おく。
- (3) 分団長会議の目的を有効に達成するために専門委員会を設置することができる。
- (4) 事務局は本部が行う。

### 4. 会議事項

- (1) 議長は分団長会議開始前に議事を決定し、分団長等に通知する。
- (2) 分団長会議から本部へ答申できる事項
  - ・ 本部が実施した方が望ましい事項や本部と共同して行うことが望ましい事項
  - ・ 本部に対する要望事項
- (3) 本部（財団）の役職員は、分団長会議に出席し、必要に応じて発言し、意見を述べるができる。

## 5. 運営

### 5. 1 準備

#### (1) 開催時期、開催地等

次回分団長会議の時期や開催場所について分団長会議で調整し、決めることができる。開催場所は、原則として東京都内とする。

#### (2) 開催日、開催場所などの開催案内等は、事務局で作成し発送する。

#### (3) 参加費等

会議へ参加するための滞在費、交通費等は参加者の負担とする。

### 5. 2 会議の実施

#### (1) 会議の召集

会議は本部長が召集する。

#### (2) 会議の進行

議長が会議の進行をはかる。

付議事項毎に、①意見交換、②報告、③決定事項、の区分を明確化する。

議決によって決定する場合は、参加者の過半数をもって決定し、同数の場合は議長が決定するものとする。なお、参加者数には委任状も含めるものとする。

#### (3) 副議長の役割

議長を補佐する。

議長が分団長会議に出席できない等の事態が発生した場合副議長が代行し、議長と同等の権限をもつものとする。

#### (4) 議長・副議長の選出

次期議長・副議長を分団長会議で選出する。

分団長会議で互選とし、任期は1年とする。

持ちまわりで選出することを原則とし、継続して再任および重任は行わないものとする。

### 5. 3 会議後の処置

#### (1) 分団長会議で決定した事項は、自主的に当事者が誠意をもって実行するものとする。

#### (2) 議事録

会議の決定事項は議事録として簡潔にまとめ、本部長へ報告する。

事務局は議事録を分団等へ配付し、原紙を保管する。

## 6. その他

- (1) 本要領は分団長会議で承認を得て制定する。
- (2) 本要領の改訂が必要となった場合は、分団長会議に諮って改定することができる。
- (3) 臨時の分団長会議  
議長および本部が認めたとき、臨時の分団長会議を召集することができる。

附則 この実施要領は、平成16年5月16日から施行する。

附則 この実施要領改定は、平成21年3月1日から施行する。

# 財団法人日本宇宙少年団寄附行為

## 第1章 総則

### (名 称)

第1条 本財団は、財団法人日本宇宙少年団と称する。

### (事務所)

第2条 本財団は、主たる事務所を神奈川県相模原市に置く。

2. 本財団は、理事会の議決を経て、必要な地に従たる事務所を置くことができる。

### (目 的)

第3条 本財団は、21世紀を担う青少年に、宇宙及び科学への探究心と向上心を促すとともに、活発な国際交流を行うことにより、豊かで平和な国際社会の構築に貢献できる人材を養成し、もって青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。

### (事 業)

第4条 本財団は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 青少年に対する宇宙及び科学に関する知識の普及啓発の促進
- (2) (1)に必要な需品の調製及び供給
- (3) (1)に必要な施設の設置及び運営
- (4) 宇宙及び科学に関する青少年の連携及び国際交流の促進
- (5) 宇宙及び科学に関する教育用機器及び施設の開発並びに普及に関する収益事業
- (6) その他本財団の目的を達成するために必要な事業

## 第2章 団本部

(本部の設置)

第5条 本財団に活動の推進を図るため、日本宇宙少年団本部（以下「本部」という。）を置く。

(本部の役員等)

第6条 本部に名誉団長、団長、本部長、及びその他活動に必要な役員を置くことができる。

2. 本部役員は、理事会において選任する。

(本部の運営)

第7条 本部は、活動に関する事業計画及び予算原案、その他重要な事項案に関しては理事会に提案するものとする。

2. 本部の庶務は、事務局が行う。

## 第3章 団員等

(団員の種別及び資格)

第8条 日本宇宙少年団の団員は、次のとおりとする。

(1) 正団員 小学校4年生から高等学校3年生に在学する者（これと同等と認める者を含む。）

(2) (1)以外の団員については、本部が別に定める。

(団員の登録)

第9条 団員の加入登録は本部が別に定める手続きに基づき、本部に申請し、承認を受けなければならない。

(加入登録料及び年会費)

第10条 団員の加入登録には、加入登録料及び年会費を本部が別に定める方法により納入しなければならない。

2. 加入登録料及び年会費の額については、理事会の決議を経て理事長が定める。

(脱退・除名)

第11条 団員の脱退・除名等の方法及び手続きに関しては、本部が別に定める。

(指導員の登録)

第12条 指導員の加入登録等に関しては、本部が別に定める。

#### 第4章 財産及び会計

##### (財産の構成)

第13条 本財団の財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 登録料及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 賛助金
- (5) 財産より生ずる果実
- (6) 事業に伴う収入
- (7) その他の収入

##### (財産の種別)

第14条 本財団の財産は、基本財産及び運用財産に区別する。

2. 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会において基本財産に繰り入れることを議決した財産

3. 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

##### (財産の管理)

第15条 本財団の財産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て理事長が定める。

2. 基本財産のうち現金は、郵便官署若しくは銀行に預け入れ、信託銀行に信託し、又は確実な有価証券に換えて保管するものとする。

##### (基本財産の処分の制限)

第16条 基本財産は、これを処分し、又は担保に供することができない。ただし、本財団の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事現在数の4分の3以上の議決及び評議員会の議決を経、かつ、主務官庁の承認を得て、その一部に限り処分し、又は担保に供することができる。

(経費の支弁)

第17条 本財団の経費は、運用財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第18条 本財団は事業計画及びこれに伴う収支予算に関する書類は、理事長が作成し、毎事業年度開始前に理事会の議決を経て、文部科学大臣に届け出なければならない。これを変更する場合も同様とする。

2. 第10条に基づき、団員が納付する年会費については、主として団員に直接関連する経費に充当するものとする。

(暫定予算)

第19条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により収支予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで暫定予算により前年度の予算に準じて、収入支出をすることができる。

2. 前項の収入支出は、収支予算が成立したときは、その収支予算の収入支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第20条 本財団の事業報告及び決算は、毎事業年度終了後、理事長が事業報告書、収支決算書、貸借対照表及び財産目録を作成し、監事の意見を付し、理事会の承認を経て、その事業年度終了後3月以内に文部科学大臣に報告しなければならない。

(予算外義務負担等)

第21条 収支予算で定めるもののほか、新たに義務の負担をし、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経、かつ、文部科学大臣の承認を受けなければならない。借入金（その事業年度内に償還する一時借入金を除く。）についても同様とする。

(事業年度)

第22条 本財団の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

## 第5章 役員等

(会長)

第23条 本財団に会長を置くことができる。

2. 会長は、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。
3. 会長は、理事長の委嘱をうけ本財団の重要な業務に参画する。
4. 会長は、理事長の要請がある場合は、理事会に出席して意見を述べることができる。
5. 会長の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の種類)

第24条 本財団に、次の役員を置く。

- (1) 理事 15名以上20名以内
  - (2) 監事 2名以上3名以内
2. 理事のうち、1名を理事長、1名を専務理事とする。

(選任等)

第25条 理事及び監事は、評議員会において選任する。

2. 理事は、互選により、理事長及び専務理事を選任する。
3. 理事及び監事は、相互にこれを兼ねることができない。
4. 理事のいずれか一名とその親族その他特殊の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。
5. 理事に異動があったときは、2週間以内に登録し、登録簿の謄本を添え、遅滞なくその旨を文部科学大臣に届け出なければならない。
6. 監事に異動があったときは、遅滞なく、その旨を文部科学大臣に届け出なければならない。

(職務)

第26条 理事長は、本財団を代表し、その業務を総理する。

2. 専務理事は、理事会の議決に基づき、日常の業務に従事し、理事長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代行する。
3. 理事は、理事会を構成し、この寄附行為に定めるところにより本財団の業務を議決し、執行する。
4. 監事は、民法第59条の職務を行う。

(任期)

第27条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2. 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。
3. 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第28条 役員が次の各号の一に該当するときは、理事会において、理事現在数の3分の2以上の同意に基づいて、これを解任することができる。この場合、当該役員にあらかじめ通知するとともに、理事会において解任の議決を行う前に、当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があると認められるとき。

(役員の報酬)

第29条 役員は、無給とする。ただし、常勤の役員は有給とすることができる。

2. 役員の報酬に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

## 第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

2. 理事会には、監事が出席して意見を述べることができる。

(理事会に付議すべき事項)

第31条 次の各号に掲げる事項は、理事会に付議しなければならない。

- (1) 事業計画及び収支予算に関する事項
- (2) 事業報告及び収支決算に関する事項
- (3) 基本財産の繰り入れ及び処分に関する事項
- (4) 収支予算外に新たに行う義務の負担及び権利の放棄に関する事項
- (5) 寄附行為の変更に関する事項
- (6) 解散に関する事項
- (7) 残余財産の処分に関する事項

- (8) 前各号のほか、この寄附行為に定める事項
- (9) その他理事長が必要と認める事項

(開 催)

第32条 理事会は、通常理事会と臨時理事会とする。

- 2. 通常理事会は、毎年2回定期に開催する。
- 3. 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事長が必要と認めたとき。
  - (2) 理事現在数の3分の1以上又は監事から会議の目的である事項を示して請求があったとき。

(招 集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2. 理事長は、前条の第3項第2号に該当する場合は、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3. 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに役員に通知しなければならない。

(議 長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は理事現在数の過半数の出席がなければ開会することができない。  
ただし、当該事項につき書面をもってあらかじめ意思を表示した理事又は代理人を出した理事は、出席したものとみなす。

(議 決)

第36条 理事会の議事は、この寄附行為に定めるもののほか、出席した理事の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決)

第37条 理事長は、緊急の処理を要する事項と認めた場合には、書面により賛否を求め、理事会に代えることができる。  
2. 前項により処理した場合には、理事長は、その後最初に開かれた理事会にその旨を報告しなければならない。

(議事録)

第 38 条 理事会の議事については、次に掲げる事項を記載した議事録を作成し、これを保存しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者及び表決委任者の場合にあつては、その旨を付記したもの。）
- (3) 審議事項及び議決事項
- (4) 議事の経過の概要及びその結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2. 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人 2 人以上が、署名捺印しなければならない。

## 第 7 章 評議員及び評議員会

(評議員)

第 39 条 本財団に、評議員 20 名以上 25 名以内を置く。

2. 評議員は、学識経験者及び第 13 条第 1 項第 1 号に定める財産を拠出した者、又はその者の推薦する者の中から、理事会の議決を得て理事長が委嘱する。
3. 評議員は、その任期中であっても、理事会において理事現在数の 3 分の 2 以上同意を得て、理事長がこれを解任することができる。
4. 評議員は、役員を兼ねることができない。
5. 評議員は、無給とする。
6. 評議員の任期及び解嘱については、第 27 条及び第 28 条の規定を準用する。この場合において、同規定中「役員」とあるのは「評議員」と、「理事会」及び「理事」とあるのは「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

(評議員会)

第 40 条 評議員会は、評議員をもって構成する。

2. 評議員会は、理事会が必要と認めるとき、又は評議員の 5 分の 1 以上から会議の目的である事項を示して請求のあったときは、これを招集する。
3. 評議員会は、理事長が招集する。

4. 評議員会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも7日前までに評議員に通知しなければならない。
5. 評議員会の議長は評議員会において互選する。
6. 評議員会は、この寄附行為に定めるもののほか、本財団の基本的運営事項に関し理事長の付議する事項について、審議し、意見を具申する。
7. 評議員会には、第35条から第38条の規定を準用する。この場合においてこれらの規定中「理事会」及び「理事」とあるのは、それぞれ「評議員会」及び「評議員」と読み替えるものとする。

## 第8章 顧問

(顧問)

第41条 本財団に顧問若干名を置くことができる。

2. 顧問は、理事会の議決を得て、理事長が委嘱する。
3. 顧問は、本財団の重要な事項について理事長の諮問に応じ、意見を具申する。
4. 顧問の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

## 第9章 専門委員会

(専門委員会)

第42条 本財団は、理事会の議決を経て、本財団の専門的事項を調査審議するため、専門委員会を置くことができる。

2. 専門委員会及び委員に関し必要な事項は、理事長が定める。

## 第10章 賛助員

(賛助員)

第43条 本財団に賛助員を置くことができる。

2. 賛助員は、本財団の目的に賛同し、賛助金を拠出する個人及び団体とする。
3. 前2項に定めるもののほか、賛助員に関し必要な事項は理事会の議決を経て、理事長が定める。

## 第 1 1 章 寄附行為の変更及び解散

### (寄附行為の変更)

第 44 条 この寄附行為は、理事会及び評議員会において理事現在数及び評議員現在数それぞれ 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、文部科学大臣の認可を得なければ変更することができない。

### (解 散)

第 45 条 本財団は、民法 68 条第 1 項第 2 号から第 4 号までの規定によるほか、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数それぞれ 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、文部科学大臣の認可を得なければ解散することができない。

### (残余財産の処分)

第 46 条 本財団が解散のときに有する残余財産は、理事会及び評議員会において、理事現在数及び評議員現在数のそれぞれ 4 分の 3 以上の同意を得、かつ、文部科学大臣の許可を得て、本財団と類似の目的を有する公益事業に寄附するものとする。

## 第 1 2 章 事務局

### (事務局)

第 47 条 本財団にその事務を処理するため、事務局を置く。

2. 事務局に事務局長その他所要の職員を置く。
3. 事務局の事務は、事務局長が総括する。
4. 事務局及び職員に関し必要な事項は、理事長が定める。
5. 職員は、有給とすることができる。

### 第13章 補則

(委任)

第48条 この寄附行為に定めるもののほか、本財団の運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が定める。

#### 附則

1. この寄附行為は、本財団の設立許可があった日（以下「許可日」という。）から施行する。
2. 本財団の昭和61年度の事業年度は、第22条の規定にかかわらず許可日から昭和62年3月31日までとする。
3. 昭和61年度の事業年度の期間に係る第18条の規定による事業計画及び予算は、設立発起人会において定められた当該期間の事業計画及び予算によるものとする。また同予算中に第21条の規定に該当する事項があるときは、許可日に同条の規定により、内閣総理大臣が承認したものとみなす。
4. 本財団の設立当初の役員は、第25条第1項及び第2項の規定にかかわらず、設立発起人会において選任された者とする。また、その任期は、第27条第1項の規定にかかわらず、許可日から昭和63年3月31日の日までの間とする。

#### 附則

この変更規定は内閣総理大臣の許可のあった日（平成10年7月14日）から施行する。

#### 附則

この変更規定は、平成13年1月6日から施行する。

この変更規定は、平成19年11月19日から施行する。



## 日本宇宙少年団規約集

---

平成22年1月 改訂

編集 財団法人日本宇宙少年団

発行所 財団法人日本宇宙少年団  
〒229-0033 神奈川県淵野辺鹿沼台 1-9-15  
プロミティふちのべ1階  
電話 042-705-8071

---



**УАС**